

判定士だより

VOL 10
2003

判定士の皆さんには、大地震発生直後に災害対策本部の要請を受け、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図るための応急危険度判定活動を行うという大変重要な役割をお願いしております。

目次	特集1	平成14年度第1回 応急危険度判定調査参集訓練・模擬訓練（木造）	1
	特集2	平成14年度第2回 応急危険度判定調査模擬訓練（RC造）	4
	Q & A	講習会での質問等に対する回答	6
	協議会ニュース	平成14年度各地の応急危険度判定参集・模擬訓練等	8
	インフォメーション	協議会ホームページのご案内	10

特集1 平成14年度 応急危険度判定調査参集訓練・模擬訓練（木造）

実際の被災時に円滑かつ迅速に判定作業を進めるために神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下、協議会）では、毎年、判定士の皆さんと一体となって実践的な訓練を行っています。

本年度で10回目となる模擬訓練は、平成14年11月13日鎌倉市内で被災時想定に合わせた模擬訓練を実施しました。

参加者は県内判定士77人のほか、県及び市町村職員、全国協議会・10都県協議会の他県担当職員等、総勢約150人が参加しました。

訓練の内容を判定の流れに沿って紹介します。

なお、今後の模擬訓練に参加を希望される判定士の方は、地元の行政庁にご一報ください。

1. 訓練内容（判定活動の流れ）

（1）判定士の要請

判定士の派遣要請（参集場所、時間等）を模擬訓練の前日に行政庁から判定士に電話連絡する。

（2）集 合



一次参集場所に集合する。（今回はJR大船駅東口に集合）

（3）判定実施本部へ移動

コーディネーター（行政職員）の随行により、判定実施本部（鎌倉市立今泉小学校）へ貸切バスで移動する。



(4) 到着・受付

実施本部に到着後受付で、氏名等を申告し認定書の提示、健康状態の確認を受ける。



判定資機材が配付される。

(5) 判定作業事前説明

コーディネーターが判定調査概要のビデオを活用し、調査方法、班編成及び安全確保の注意事項を説明する。



(6) 資機材の配付

実施本部のコーディネーターよりされる。



(8) 判定作業

1チーム2人で判定を行う。判定は、判定調査表の項目に添って行う。

安全性の確認のために落下危険物・転倒危険物の調査をする。



下げ振りにより建築物の傾斜調査を行う。



所在地・用途・構造・階数等の建築物概要の把握をする。



基礎、外壁等の被害調査を行う。



建築物周囲を調査し倒壊の危険性を見る。



一連の判定作業を調査表に記入しそれに基づき判定標識にコメント(居住者等にわかりやすい文章)を書く。



(7) 判定街区へ移動

判定街区へ2人1組で移動する。

(今回は徒歩で向かう。)



(9) 標識貼りつけ

判定標識を玄関等の見やすい安全な位置に貼付けする。



(10) 報告・事後説明

当日の判定結果等をコーディネーターに報告し実施本部から判定例の説明を受ける。



2. 判定結果集計表

判定結果集計表(Aグループ=20組: 2=20組, 4=20組)

建築物名称	2 (仮称: 東山一郎 邸)			4 (仮称: 北林史郎 邸)		
想定判定結果	要注意(黄)			危険(赤)		
調査時の着目点	<ul style="list-style-type: none"> 土台の一部腐食箇所 建物の最大傾斜角 1/150(Aランク) 煙突の傾斜、南側軒先瓦一部落下の恐れ 			<ul style="list-style-type: none"> 土台の一部腐食箇所 建物の最大傾斜角 1/8(Cランク) 瓦の著しいずれ、及び一部落下 		
訓練判定結果(判定標識)	調査済(緑) 2組	要注意(黄) 13組	危険(赤) 5組	調査済(緑) 0	要注意(黄) 0	危険(赤) 20組
判定士が貼付した標識の主なコメント(要約)	<ul style="list-style-type: none"> 屋根瓦、煙突等の落下の危険あり。 建物の構造体は大丈夫ですが、腐食部分が多いので要注意 			<ul style="list-style-type: none"> 著しい傾斜、崩壊の危険性あり。立入禁止 建物の傾斜、腐食・蟻害あり。 建物が傾斜、瓦の落下危険あり。立入禁止 		

判定結果集計表(Bグループ=19組: 6=19組, 7=19組)

建築物名称	6 (仮称: 南田三郎 邸)			7 (仮称: 西川治郎 邸)		
想定判定結果	要注意(黄)			危険(赤)		
調査時の着目点	<ul style="list-style-type: none"> 土台の一部腐食箇所 建物の最大傾斜角 1/50(Bランク) 瓦の著しいずれ、及び一部落下 			<ul style="list-style-type: none"> 土台のずれ、一部腐食箇所 建物の最大傾斜角 1/16(Cランク) 窓ガラスの破損 		
訓練判定結果(判定標識)	調査済(緑) 0	要注意(黄) 11組	危険(赤) 6組	調査済(緑) 0	要注意(黄) 0	危険(赤) 16組
判定士が貼付した標識の主なコメント(要約)	<ul style="list-style-type: none"> 屋根瓦落下の恐れあり。 土台の一部断面欠損あり。 土台蟻害著しい。 			<ul style="list-style-type: none"> 著しい傾斜、余震による崩壊の危険あり。 基礎から土台が外れている箇所あり。 窓ガラス、建具落下注意 		

3. 訓練参加者の感想等

- * 判定士の参加が限定されているので、参加者を広く募集する様検討してください。
- * 何回か訓練を受けて記入になれておかないと悩む。
- * 貼るのにコメントを何例か出して欲しい。

- * 時間に追われて、要領が悪かった。
- * 時間が少なすぎる。もう少し時間が欲しい
- * 訓練により大変良くわかった。
- * 1階の傾斜をどこで想定するか迷った。

4. 総 評

今回は、解体工事の関係で調査対象建築物を4棟用意することができました。模擬訓練はA・Bの2グループに別れ1組2棟を調査判定していただきました。それぞれの総合判定は、1棟が「危険」、もう1棟が「要注意」となると協議会では想定していました。「要注意」の判定結果を想定したAグループの2(仮称: 東山一郎邸)とBグループの6(仮称: 南田三郎邸)は、老朽化した建築物が本震に耐え、今後の余震に対してどれだけの残余耐震性能があるかの判断で、判定が多少分かれたのではないかと

と思われます。

判定調査表の「コメント欄」や判定標識「注記欄」の内容を拝見しますと、調査対象建築物を良く観察されていることが伺え、総合判定結果に至った経緯が読み取れました。

但し、今回は判定標識を建築物へ貼り忘れる組がいたことが気になりました。模擬訓練で良かったと胸をなで下ろし、協議会として事前説明の徹底など今後の反省材料とさせていただきます。参加された判定士の皆さんお疲れさまでした。

判定士の模擬訓練については、木造住宅を調査対象に毎年度実施して来ており、平成6年度には、鉄筋コンクリート造の供試体を作成し、模擬訓練を実施した経緯があります。

今回、ラーメン構造の鉄筋コンクリート造建築物の解体工事が行われるのに併せて、供試体として活用できることとなったので、判定技術の向上を図るため、模擬訓練を木造住宅とは別に計画しました。

1. 模擬訓練概要

(1) 対象建築物

- ア 建物名称：県立くげぬま荘
・ 沢市鵜沼海岸4丁目3-9
- イ 建築面積：415㎡
- ウ 延床面積：710㎡
1階：415㎡
2階：295㎡
- エ 建設年度：昭和38年(築39年)

2. 供試体作成について

- ア 供試体の種別
・ Aタイプ(短柱せん断亀裂モデル)
・ Bタイプ(柱せん断亀裂モデル)
- イ 耐力の推定

供試体として利用する部分の構造上のチェックなど、JSCA(日本構造技術者協会)の方々の協力を得て検討しました。

《Aタイプ》

曲げ終局耐力 M_u =約 14tm~16tm、柱内法高さ90cm、反曲点が中央と仮定

せん断耐力は約 31t~36t

柱2本故、仮に $\alpha=20$ までかけても、載荷重は、 $110t < 200t$

(反力について)

7通り側の反力支持は、D通りの柱とR階床である。累計は $82t(\alpha=10) \sim 108t(\alpha=20)$ であります。

《Bタイプ》

2階柱(50cm×55cm) 耐力 $31t(\alpha=11) \sim 55t(\alpha=20)$

2階壁(12cm×80cm) 耐力 $10t(\alpha=10) \sim 20t(\alpha=20)$

1階柱壁(12×270中央柱つき) 耐力 $33t(\alpha=10) \sim 66t(\alpha=20)$

2階梁位置で載荷するとすれば、累加荷重 $64t(\alpha=10) \sim 141t(\alpha=20) < 200t$

ウ 加圧

(1)図に示すような位置で梁をワイヤーソーで縁を切り、ジャッキを据え付けるスペースとして750mmを確保しました。

(2)油圧ジャッキ(200t)を2台1組で、供試体の両サイドに1台づつ上からつり下げて配置しました。

(3)・Aタイプ

加圧は、まず、向かって左側ジャッキの変形量を見ながら数回に分けて作動させ、右側方向に変形を行い、最初の亀裂発生(55t、変形約10mm)で一端力を抜き、次に反対側の右側のジャッキを左側に作動させ、55tで脱力、このサイクルをもう一度行ったところ、約60tで大きなせん断亀裂と、残留変形約25mmにて完了しました。

・Bタイプ

左から加圧、右から加圧、左から加圧の1.5サイクルで、最終約70tの加圧により残留変形約10mmとなりました。

3. 模擬訓練の実施

- ア 実施日 平成14年12月10日(晴)
- イ 実施時間 10時~16時
- ウ 参加判定士人数 73名
- エ 判定結果 要注意11組、危険26組

4. 終わりに

アンケートを見ると、調査表の記入が難しく、現場の状況をどう判断するか迷うところがあることが伺えます。また、RC構造による訓練を毎年実施の要望もありましたが、対象建築物の提供が難しいのが現状です。

最後になりましたが、参加された判定士の方々、寒い中、本当にお疲れさまでした。

R C造模擬訓練の状況

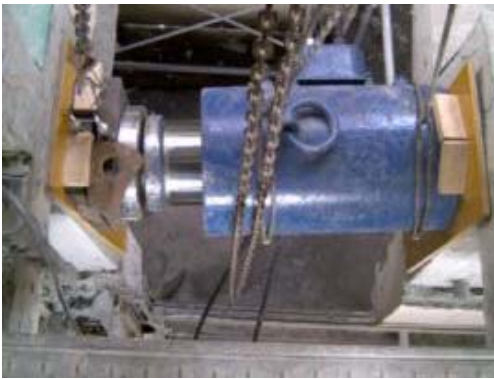
加 圧 A



クラック A



加 圧 B



クラック B



訓 練 模 様



訓 練 模 様



図 面 (展 開 A)

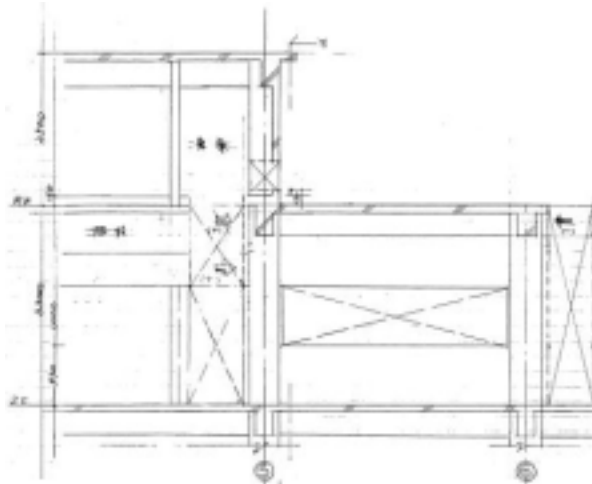
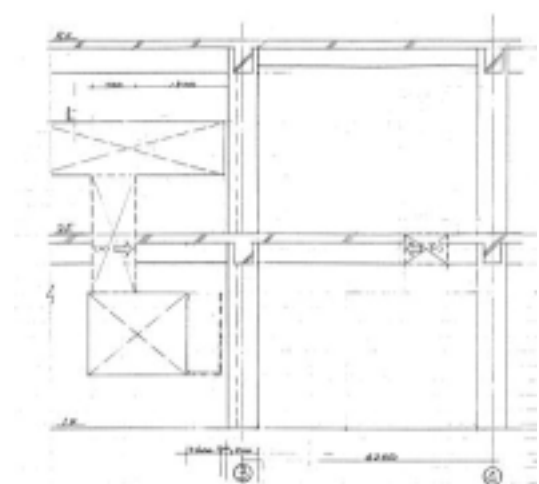
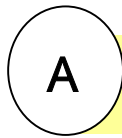


図 面 (展 開 B)





&



講習会での質問等に対する回答

平成 14 年応急危険度判定講習会において受講者からいただいた質問のうち、紙面の都合上主な質問について協議会から回答いたします。

なお、文中の手帳ページは改訂版の応急危険度判定手帳（緑表紙）を使用していますが、手帳は印刷年度により若干ページが異なります。文中（ ）内のページについては、ウラ表紙に透明ポケットが付いている手帳ページです。

	質 問 等	回 答
1	判定士の補償は判定調査中、負傷した場合の判定士の補償はあるのか。	協議会では、判定士の方の万一の事故に備え保険に加入しています。 補償範囲・内容は、手帳 P 8（P 9）を参照してください。
2	交通・宿泊・食事等の諸費用についてはどうなるのか。	自宅から参集場所までは実費ですが、参集場所から現地まで及び宿泊費・食事等は災害対策本部に従います。
3	模擬訓練への参加はどのようにしたら良いのか。	市町村担当課に問い合わせてください。担当窓口一覧は手帳 P 7 2 ~ P 7 4（P 9 0 ~ P 9 2）を参照してください。
4	不同沈下を壁の傾斜で測定するとのことだが、S 造のラーメン構造で明らかに不同沈下でなく、柱が傾斜している場合はどうするのか。	不同沈下の認められない柱の傾斜の場合、基礎と柱脚、または柱脚に構造的な破断等が予想されることから「危険」と判断されます。 この場合計測は不要です。
5	「周辺地盤」の周辺とは、どの位までのエリアをしめすのか。	調査対象建築物の敷地に影響を及ぼす範囲と考えます。 手帳 P 2 9 ~ 3 0（P 3 3）を参照してください。
6	電話にて依頼が来るのか。	市町村に電話連絡網の整備を目的とした、判定士会の支部が組織されており、各支部の電話連絡網により要請いたします。
7	湿式のモルタル等がほとんど剥落している場合、それ以上の落下の危険は無いので、安全ではないのか。	落下物が無く、危険が認められなければ「Aランク」の判定となります。
8	判定標識は建物の大きさ形状に関わらず一棟一枚か。	1 棟につき一枚が原則ですが、規模の大きい建物で、出入口が数箇所ある場合は、各出入口の安全で見やすい部分に貼ってください。
9	判定時に危険なものがある場合、それを取り除いて良いか。	判定士の方の安全が第一ですので、危険個所には立ち入らず、コメント欄に記載してください。
10	ライフライン（給水・ガス・電気）はどの程度調査するのか。	ガスもれや、電線の断線による危険についての確認は必要ですが、ライフラインの使用の可否についての調査は必要ありません。

	質 問 等	回 答
11	全国の都道府県で判定の基準や方法に違いはあるのか。	一定の基準は全国統一基準になっています。
12	調査2又は3において、Cランクと判定した時点で総合判定に進めて良いのではないのか。	建物の所有者等に、その建物のどの部分が危険で、どの部分に注意を要するか、コメント欄を通じて知らせる必要があるため「一見して危険と判定される」以外の建物については、調査2及び3の該当する項目の全てについて調査をしてください。
13	調査票で建物名称及び所在地の欄は、居住者に拒否された場合未記入として良いか。また調査そのものを拒否された場合は。	拒否された場合は未記入とします。二次災害防止の観点から、判定標識については、安全で見やすい部分に貼り付けをお願いしますが、これについても拒否されれば貼ることはできません。調査拒否の場合も、強制力はありませんので、調査は行わないでください。
14	将来、引っ越した場合、支部や判定活動範囲が変わるのか。	居住地の支部に登録していただくことが原則となっております。県内の転居の場合は変更届の提出により、居住地のある市町村の支部に登録されます。活動はこの支部を中心に行なっていただくこととなります。居住地が県外の場合は勤務先所在地の支部に所属していただきます。居住地、勤務地が共に県外の場合は転居先の都道府県に申請すれば判定士登録できます。変更手続きは手帳（P95）参照（ 1 ）
15	原則「外観調査」だが居住者から「内部調査」を依頼されたときの対応は。	手帳 P35（P32）の「 1 調査範囲」についてを参照し対応してください。
16	ヘルメット・ナップサックは支給との説明だが、その他全て自前なのか。	協議会では、ヘルメット・ナップサック・下げ振り・クラックスケールについては備蓄しております。また、コンベックス・バインダーについても現在整備をおこなっております。判定活動の際はこれらを貸与いたしますが、その他の物については手帳を参考に判定士の方に用意していただくこととなります。
17	要注意のケースで居住者から生活して良いか否か聞かれた場合の対応及び責任は	手帳P23～25（P27・28）を参照し、判定士として、また、建築専門家としての知識、経験を基に適切に回答してください。判定結果の責任は災害対策本部が負います。
18	例題のスライドが分かりづらい。枚数を増やすか、ビデオなどを用いて行えないか。	協議会の中で検討していきます。

（注） 1について、ウラ表紙に透明ポケットが付いていない手帳をお持ちの判定士の方には、辞退届や変更届が添付されていません。各届出用紙が必要な場合は協議会委託事務を行なっている（財）神奈川県建築安全協会（電045-212-3599、FAX045-201-2281）へご連絡ください。

各地の総合防災訓練に判定士が参加

9月の防災週間に総合防災訓練の一環として、仮設被災建築物を作成し応急危険度判定参集訓練
模擬訓練が実施されました。

横浜市

実施日：平成14年9月1日(日)

場所：石川島播磨重工業横浜事業所内グラウンド

参加判定士：6名



仮設 RC造を調査する。



本部に判定結果を報告する。



仮設木造を調査する。

相模原市

実施日：平成14年9月1日(日)

場所：淵野辺公園

参加判定士：21名



仮設建築物を調査する。



下げ振りで建物の
傾斜を調査する。



判定標識を貼付する。

応急危険度判定講習会の実施

本年度は、県内各地で計7回講習会を開催し、新規受講者463名、更新者等再受講者577名、合計1,042名の方が受講されました。平成15年度も講習会を開催する予定であります。日程等は、決まり次第、協議会HP等でご案内します。

**更新申請は不要です**

判定士の認定証有効期間は5カ年で、以前は有効期間満了の30日前までに更新申請が必要でしたが、認定を辞退される方以外は、自動更新されることになっております。

これに伴い更新申請が不要となりましたので、今後認定証の有効期限が到来する判定士の方につきましては、新しい認定証をご自宅にお送りさせていただきます。登録後住所等に変更があった方は、変更届（様式はHPからもダウンロードできます）を建築安全協会にご提出ください。

**応急危険度判定コーディネーター
シナリオ演習の実施**

大規模地震発生時に設置される神奈川県及び市町村の災害対策本部では、被害状況等の諸情勢を迅速に把握し、様々な応急対策を迅速かつ的確に実施していく責務があります。

その応急対策の一つとして、判定士の皆さんの協力を得て実施する応急危険度判定活動があります。



協議会では、市町村災害対策本部内に設置される判定実施本部（応急危険度判定担当課）の初動態勢の確立及び充実強化を図り、判定コーディネーターの役割を体系的に、習得することを目的に県及び37市町村職員を対象に大規模地震発生を想定したシナリオに基づく図上演習を2月6日に実施しました。



協議会ホームページのご案内

協議会では平成12年11月に、判定制度や活動状況をお知らせし、判定士の方とのコミュニケーションを目的として

ホームページ（HP）を開設し、公開しております。

アドレスは

<http://www3.ocn.ne.jp/~ka.singo/>

協議会では、判定士の方にEメールアドレスの登録をお願いしています。

判定士の方に直接情報提供したり、災害時における協力要請手段の一つとして活用していく予定です。登録方法についてはHPをご覧ください。

Eメールアドレス登録のお願い。

登録方法：

『協議会HP』 「応急危険度判定」
「判定士への情報提供」 『電子メールアドレスの登録のページ』

編集後記

平成14年は、判定士の方々の認定登録制度を開始して10年の節目の年です。

平成4年からの県内判定士の累積登録者数は、10,135名（平成14年3月末日現在）であり、協議会の目標であります1万人を達成することができました。

この節目の年に達成できたことは、判定士の皆さんのボランティア意識の高さと専門職の誇りの強さを感じることができます。

この間、協議会では、企画・広報・訓練・情報の各分科会において、より実践的かつ、判定士の皆さんが活動しやすいように研究、検討を重ねてきた努力が報われた結果であると思います。

できることなら、大地震は避けたいものです。しかし、避けることができません。

協議会では、1万人の判定士数を維持する体制を推進すると共に「いざ鎌倉」の時に判定士の方々が活動しやすくするため、行政職員を対象とした「応急危険度判定コーディネーターシナリオ演習」を実施するなど実効のある応急危険度判定活動が行える体制を推進してまいります。

今後ともみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

広報分科会：主査 横浜市

判定士だより VOL 10 2003

発行日：平成15年3月20日

発行：神奈川県建築物震後対策推進協議会（事務局）神奈川県県土整備部建築指導課

〒231 8588 横浜市中区日本大通1 045 210 1111（内線）6257～8

作成・編集：神奈川県建築物震後対策推進協議会 応急危険度判定部会 広報分科会

財団法人 神奈川県建築安全協会 045 212 3599